

○芦屋市都市景観条例

平成21年3月27日  
条例第25号

芦屋市都市景観条例(平成8年芦屋市条例第21号)の全部を次のように改正する。

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 景観地区等

第1節 景観地区(第8条—第9条の2)

第2節 建築物に関する申請等(第10条—第13条の2)

第3節 工作物に関する制限等(第14条—第22条)

第3章 大規模建築物等及び広告物の景観協議等(第23条—第26条)

第4章 景観形成地区等(第27条—第33条)

第5章 景観重要建築物等(第34条—第37条)

第6章 景観市民団体等(第38条—第40条)

第7章 表彰及び助成等(第41条・第42条)

第8章 雑則(第43条)

第9章 罰則(第44条—第46条)

附則

わたくしたちのまち芦屋は、美しい川と海、緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背景に、南へ緩やかに傾斜した明るく開放的なまちを形づくっている。

わたくしたち市民は、この美しい自然とこれまで先人が大切に培ってきた緑ゆたかな芦屋の景観を守り、育て、さらに「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力ある景観をつくり出し、芦屋を個性ゆたかで快適なまちにしたいと願ってやまない。

わたくしたち市民は、この愛する郷土を、市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、芦屋市の景観の形成及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 景観の形成 良好な景観の保全、育成及び創出をいう。

(2) 建築物等 建築物及び工作物をいう。

(3) 大規模建築物 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物で、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定するものをいう。イにおいて同じ。)にあっては、高さ8メートルを超え、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

イ 建築物で、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除くその他の地域にあっては、高さ10メートルを超え、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(4) 工作物 建築物以外の工作物で次に掲げるもの(附属して設けられるもの及び支持物を含む。)をいう。

ア 街灯、照明灯その他これらに類するもの

イ 道路

ウ 公園

エ 立体駐車場

オ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系

カ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

キ 高架水槽

ク 煙突

ケ 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの

コ 垣、さく、塀、門その他これらに類するもの

## 計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の決定（芦屋市決定）  
都市計画芦屋景観地区を次のように決定する。

名 称		芦屋景観地区		
位 置		芦屋市全域		
面 積		約 1,857ha		
建築物の形態意匠の制限	一般基準		<p>1 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指し、建築物の外観や形態意匠は、芦屋らしい景観の基本となっている自然環境や歴史的資産との一体性や地域ごとの景観特性を考慮し、周辺の街並みや境界とのかかわり状況、敷地内の位置、建築物の規模、意匠、材料及び色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、景観の向上に資するものとする。</p> <p>2 緑ゆたかな美しいまちづくりには、樹木草花の存在が欠かすことができない。そのため、潤いのある生活環境の創造に寄与するように、壁面緑化や屋上緑化を含め、建築物及び駐車場など建築物に附属する施設と緑化デザインが一体となった緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。</p>	
	項目別基準	大規模建築物	位置・規模	<p>1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。</p> <p>2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>3 周辺の景観と調和した建築スケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p>
			屋根・壁面	<p>1 主要な材料は、周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>2 壁面の意匠は、周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>3 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>4 側面や背面の意匠についても、周辺の景観と調和したものとする。</p>
		色彩	外壁	<p>1 芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次の数値を満たすこと。</p> <p>(1) R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>2 上記にかかわらず、アクセントとなるポイントや商業・業務地区の低層部分などでは、色彩の演出に工夫する。また、高層建築の中高層部分は、特に低彩度とすること。</p>
			屋根	<p>1 基調となる色は、けばけばしくしない配色とすること。</p> <p>2 明度及び彩度については、外壁色と調和したものとする。</p>
			壁面設備・屋上設備	塔屋並びに外壁、屋根及び屋上に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は、建築物と調和した意匠とすること。
			建築物に附属する施設	建築物に附属する駐車場、駐輪場、屋外階段、ベランダ、ゴミ置場等は、建築物及び周辺の景観と調和した意匠とすること。特に駐車場は、自動車が周囲から見えないようにし、緑化等の工夫をすること。

		通り外観	<p>1 前面空地，エントランス周り，駐車場アプローチなどの接道部は，建築物と一体的に配置し，及びしつらえるとともに，材料の工夫を行い，落ち着いたある外観意匠とすること。</p> <p>2 十分な修景植栽を施すことにより，緑ゆたかな外観意匠とすること。</p> <p>3 建築物に附属する塀，柵等の囲障は，植栽計画と一体となった意匠とすること。</p> <p>4 建築物に附属する擁壁等は，自然素材の仕様や植栽との組み合わせ等周辺の景観と調和した意匠とすること。</p> <p>5 建築物が街角に立つ場合には，街角を意識した意匠とすること。</p>
	その他の建築物	色彩 外壁	<p>芦屋の景観色を念頭に，高明度及び低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次の数値を満たすこと。</p> <p>(1) R (赤)，YR (橙) 系の色相を使用する場合は，彩度6以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p>
		屋根	<p>1 基調となる色は，けばけばしくならない配色に努める。</p> <p>2 明度及び彩度については，外壁色と調和したものとすること。</p>

〔位置，区域は，計画図表示のとおり〕

理由：別紙理由書のとおり。

○大規模建築物は，次のいずれかのもを指す。

- 1 建築物で，第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定するものをいう。)にあっては，高さ8メートルを超え，かつ，延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- 2 建築物で，第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除くその他の地域にあっては，高さ10メートルを超え，かつ，延べ面積が500平方メートルを超えるもの

○認定の特例

- 1 次のいずれかに該当する建築物で，市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは，その認定の範囲内において，形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし，(2)又は(3)の認定を行うに当たっては，あらかじめ，認定審査会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 景観地区に関する都市計画が定められ，又は変更された際，現に建築物の敷地として使用されている土地で，その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築，増築又は改築を行う場合において，当該敷地の規模，形状等により，本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められるもの
  - (2) 優れた形態意匠を有し，土地利用，建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより，地域の景観の向上に資すると認められるもの
  - (3) 学校，病院その他の公益上必要な施設で，当該地域の景観に配慮し，かつ，その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
  - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は，上記1の認定を行うに当たっては，良好な景観の保全，形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から，必要な範囲において条件を付すことができる。

地区計画変更 予定日程表

(芦屋市)

議 題	12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			備 考
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
				▽広報依頼						◎都計審(事前説明・事前審) △条例縦覧広報 □条例縦覧(2週間) ▽広報依頼 ●県協議												条例縦覧により意見等 が出た場合、3月の審議 会で事前審として説明を 行う。 条例縦覧で意見が無 かった場合は1月の審 議会での説明・審議を事 前審として扱う
																						9月議会 建築条例上程
住民対応			○地区への個別説明																			○対象地区へ決定の報告